

## 大阪歯科大学大学院学則新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">(第1条～第21条 省略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第22条 歯学研究科博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 大学の歯学、医学又は修業年限が6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者</p> <p>(2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が歯学、医学、獣医学又は薬学であった者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が歯学、医学、獣医学又は薬学であった者</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が、当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が歯学、医学、獣医学又は薬学であった者</p> <p>(5) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(6) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後本大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたる者</p> <p>(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学の歯学、医学又は修</p>	<p style="text-align: center;">(第1条～第21条 省略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第22条 歯学研究科博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 大学の歯学、医学又は修業年限が6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者</p> <p>(2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が歯学、医学、獣医学又は薬学であった者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が歯学、医学、獣医学又は薬学であった者</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が、当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が歯学、医学、獣医学又は薬学であった者</p> <p>(5) 文部科学大臣の指定した者</p> <p>(6) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後本大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたる者</p> <p>(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学の歯学、医学又は修</p>

<p>業年限が6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者</p> <p>(8) 外国において学校教育における16年の課程（歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者</p> <p>(9) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者</p> <p>(10) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの</p> <p>2 医療保健学研究科（修士課程）に入学できる者は、<u>歯科衛生士又は歯科技工士の資格を持ち</u>、かつ、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者</p> <p>(2) 学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る）を有する者として、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学</p>	<p>業年限が6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者</p> <p>(8) 外国において学校教育における16年の課程（歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者</p> <p>(9) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者</p> <p>(10) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（歯学、医学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの</p> <p>2 医療保健学研究科（修士課程）に入学できる者は、<u>歯科衛生士又は歯科技工士の免許を持ち（当該の免許制度がない国・地域に在住し、その国・地域で歯科衛生士又は歯科技工士の職に2年以上従事している又はしていた者で、本大学院において、当該免許を有する者と同等以上と認められた者を含む。）</u>、かつ、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者</p> <p>(2) 学士の学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る）を有する者として、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</p> <p>(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学</p>
---	---

<p>大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(7) 文部科学大臣が指定した者</p> <p>(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</p> <p>(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達した者</p> <p>(10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定めるものを含む。)であって、本大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者</p> <p>3 医療保健学研究科博士課程(後期)に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育の18年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(7) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者</p>	<p>大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(7) 文部科学大臣が指定した者</p> <p>(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</p> <p>(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達した者</p> <p>(10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定めるものを含む。)であって、本大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者</p> <p>3 医療保健学研究科博士課程(後期)に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 外国において、学校教育の18年の課程を修了した者</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(7) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者</p>
--	--

- (8) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 大学院の博士課程（前期）又は修士課程に1年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (11) 文部科学大臣が指定した者
- (12) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学院の博士課程（前期）又は修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達した者

（第23条～第41条 省略）

附 則  
（施行期日）

（1～20 省略）

21 この学則は、2020年12月1日から施行する。

- (8) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 大学院の博士課程（前期）又は修士課程に1年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (11) 文部科学大臣が指定した者
- (12) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学院の博士課程（前期）又は修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24歳に達した者

（第23条～第41条 省略）

附 則  
（施行期日）

（1～20 省略）

21 この学則は、2020年12月1日から施行する。

22 この学則は、2021年9月1日から施行する。